

No.	件名・内容	回答
1	<p>「国民健康保険税について」</p> <p>【内容】国民健康保険税のアップの必要があるのか詳しく教えてください。また、どんな事業があるのか詳しく書面にて教えてください。</p> <p>(受付No.) 28-2049 (受付日) 平成28年5月25日</p>	<p>上尾市国民健康保険の保険税率は平成23年度から改定しておりませんので、保険税率は据え置きとなっております。しかしながら、保険税の年間の限度額（上限額）が国の法令で定められており、この限度額につきましては、平成27年度に引き上げを行ったところでございます。また、低所得世帯に対する負担軽減措置として、国民健康保険税均等割・平等割の額の軽減判定所得を引き上げ、対象となる世帯の拡充を図りました。なお、国民健康保険の運営は保険税や公費の負担だけでは厳しく、他会計から多額のお金を繰り入れた運営を余儀なくされている状況でございます。</p> <p>国民健康保険の保健事業としまして、加入者の皆様の健康増進を目的として、特定健診の結果で指導が必要な方への保健指導や今年4月に回答させていただきました生活習慣病重症化予防対策事業を実施しております。その他、「指定保養施設」を宿泊利用する場合の保養施設宿泊利用補助を実施しております。事前の申請により利用助成券（1泊3,000円）を交付しております。</p> <p>(担当) 保険年金課 (電話) 782-6494</p>